



東北運輸局プレスリリース

平成20年 9月18日
国土交通省 東北運輸局

小坂製錬株式会社の鉄道事業（小坂線）廃止について

本日、小坂製錬株式会社（代表取締役社長 山田政雄）から、国土交通大臣あてに、鉄道事業法第28条の2第6項に基づき、小坂線（大館～小坂間：22.3km）を廃止する届出がありましたのでお知らせします。

これにより、本年4月より休止中の小坂線は、平成21年4月1日をもって廃止されることとなります。

《参考》鉄道事業法第28条の2第6項
貨物鉄道事業者は鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止の日の6月前までにその旨を国土交通大臣に届け出なければならないとされています。

《問い合わせ先》
東北運輸局 鉄道部 計画課
御木、村山
：022-791-7526

小坂線の廃止について

1. 届出者の概要

- (1) 住 所 東京都千代田区外神田四丁目14番1号
- (2) 所 在 地 秋田県鹿角郡小坂町小坂鉦山字尾樽部60番地1
- (3) 名 称 小坂製錬株式会社
- (4) 代表者氏名 代表取締役社長 山田政雄

2. 届出の概要

- (1) 届出年月日 平成20年9月18日
- (2) 廃止予定年月日 平成21年4月1日
- (3) 事業種別 第一種鉄道事業(貨物鉄道)
- (4) 区 間 小坂線(大館~小坂)
- (5) 営業キロ 22.3km

3. 廃止の理由

小坂製錬(株)の鉄道事業は、自社貨物である硫酸輸送が全貨物輸送の9割超を占めていたが、新炉建設に伴い平成20年4月から硫酸の生産及び輸送が中止された。

その際、他の貨物輸送需要は当面見込まれないものの、臨時的な自社貨物等の増加による貨物輸送再開の可能性のあることを勘案し、平成20年3月17日に同年4月から1年間の予定で鉄道事業を休止する旨の届出をしていた。

休止してから6か月近くが経過したが、将来にわたって新たな貨物輸送の需要はないと判断し、今回の鉄道事業廃止届提出に至ったものである。

(路線概略図)

